

仕 様 書			
件 名	自衛隊沖縄地方協力本部 で使用する電気	調達要求番号	4SD61C04001
		作成年月日	令和6年2月1日
		作成部隊等名	自衛隊沖縄地方協力本部
		作成者	自衛隊沖縄地方協力本部総務課

1 件 名

自衛隊沖縄地方協力本部で使用する電気について適用する。

2 概 要

(1) 需要場所

自衛隊沖縄地方協力本部 沖縄県那覇市前島3丁目24-3-1

(2) 業種及び用途

官公署（国家事務）

3 仕 様

(1) 電気方式、標準電圧、周波数

ア 供給電気方式 高圧6,000V

イ 供給電圧（標準電圧） 6,600V

ウ 計量電圧（標準電圧） 6,600V

エ 周波数 60Hz

オ 受電方式 1回線

カ 蓄熱式負荷設備の有無 無

(2) 契約電力、予定使用電力量

ア 契約電力 76kw（実量制）

イ 予定使用電力量 182,484kwh

月別	最大電力(kw)	使用電力量(kwh)	備考
4月	48	14,232	令和5年度の 使用電力実績値
5月	60	14,624	
6月	69	19,283	
7月	76	19,814	
8月	61	16,731	
9月	66	20,665	
10月	58	18,170	
11月	50	14,188	令和4年度の 使用電力実績値
12月	48	11,431	
1月	41	10,041	
2月	51	10,180	
3月	58	13,125	
合計	最大電力 76	182,484	

(3) 使用期間

自 令和6年4月 1日 0時00分

至 令和7年3月31日 24時00分

(4) 電力量の検針

ア 自動検針装置 無

イ 電力会社の検針方法 目視検針又は遠隔検針

ウ 電力量計の構成

電力量計は複合計器とし、細部については次による。

会 社 名	型 式	パ ル ス
三菱電機株式会社	WM3EP-R	50,000

(5) 需給地点

需給場所構内の1号柱に設置するPAS電源側接続点

(6) 電気工作物の財産分界点

上記需給点と同じ

ただし、計量地点に設置した計量装置は沖縄地区の一般電気事業者の所有とする。

(7) 保安上の責任分界点

上記需給地点と同じ

4 品質保証

(1) 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

(2) その他

ア 本仕様書に記載なき事項でも、本件の履行に当然必要とされる事項は請負者の負担において実施すること。

イ 本件の履行に際し、建物等、現地での作業を行う場合は、その作業内容を事前に契約担当官等に申し出て承認を得ること。また、その作業状況を工程毎に写真撮影し、完了後整理して契約担当官へ1部提出すること。

ウ 本件の履行に際し、建物・備品等を損傷した場合は速やかに契約担当官等へ報告するとともに、請負者の負担により修復するものとする。

エ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める電気供給約款による。なお、入札価格の算定にあたっては、力率100パーセントとし、燃料費調整、再生可能エネルギー発電促進賦課金等及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

5 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、全て契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

仕		様		書	
件 名	自衛隊沖縄地方協力本部 沖縄募集案内所で使用する電気	調達要求番号	4SD61C04001		
		作成年月日	令和6年2月1日		
		作成部隊等名	自衛隊沖縄地方協力本部		
		作成者	自衛隊沖縄地方協力本部総務課		

1 件 名

自衛隊沖縄地方協力本部沖縄募集案内所で使用する電気

2 概 要

(1) 需要場所

自衛隊沖縄地方協力本部沖縄募集案内所 沖縄県沖縄市美里1丁目2-9

(2) 業種及び用途

官公署（国家事務）

3 仕 様

(1) 電気方式、標準電圧、周波数

ア 供給電気方式	単相3線式	100/200V
イ 供給電圧（標準電圧）	100V	200V
ウ 計量電圧（標準電圧）	100V	200V
エ 周波数	60Hz	
オ 受電方式	1回線	
カ 蓄熱式負荷設備の有無	無	

(2) 契約電力、予定使用電力量

ア 契約電力	従量電灯及び低圧電力8kw
イ 予定使用電力量	従量電灯5,748kwh、低圧電力2,263kwh

月別	使用電力量（kwh）		備考
	従量電灯	低圧電力	
4月	458	76	令和5年度の 使用電力実績値
5月	490	155	
6月	501	315	
7月	488	483	
8月	426	372	
9月	480	425	
10月	522	238	令和4年度の 使用電力実績値
11月	494	87	
12月	468	37	
1月	436	22	
2月	476	21	
3月	509	32	
合計	5,748	2,263	

(3) 使用期間

自 令和6年4月 1日 0時00分

至 令和7年3月31日 24時00分

(4) 電力量の検針

ア 自動検針装置 従量電灯 無、 低圧電力 無

イ 電力会社の検針方法 目視検針又は遠隔検針

ウ 電力量計の構成

電力量計は普通電力量計とし、細部については次による。

会社名	型式	型式
従量電灯	大崎電気工業(株)	A6WA-TLR
低圧電力	富士電機(株)	F7EF-TLR

(5) 需給地点

引込接続点

(6) 電気工作物の財産分界点

上記需給点と同じ

ただし、計量地点に設置した計量装置は沖縄地区の一般電気事業者の所有とする。

(7) 保安上の責任分界点

上記需給地点と同じ

4 品質保証

(1) 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

(2) その他

ア 本仕様書に記載なき事項でも、本件の履行に当然必要とされる事項は請負者の負担において実施すること。

イ 本件の履行に際し、建物等、現地での作業を行う場合は、その作業内容を事前に契約担当官等に申し出て承認を得ること。また、その作業状況を工程毎に写真撮影し、完了後整理して契約担当官へ1部提出すること。

ウ 本件の履行に際し、建物・備品等を損傷した場合は速やかに契約担当官等へ報告するとともに、請負者の負担により修復するものとする。

エ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める電気供給約款による。なお、入札価格の算定にあたっては、燃料費調整、再生可能エネルギー発電促進賦課金等及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

5 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、全て契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

仕 様 書		
件 名	自衛隊沖縄地方協力本部 島尻分駐所で使用する電気	
	調達要求番号	4SD61C04001
	作成年月日	令和6年2月1日
	作成部隊等名	自衛隊沖縄地方協力本部
	作成者	自衛隊沖縄地方協力本部総務課

1 件 名

自衛隊沖縄地方協力本部島尻分駐所で使用する電気

2 概 要

(1) 需要場所

自衛隊沖縄地方協力本部島尻分駐所

沖縄県糸満市阿波根 1378-2 マンション伊良波 103・302

(2) 業種及び用途

官公署（国家事務）

3 仕 様

(1) 電気方式、標準電圧、周波数

ア 供給電気方式 単相3線式 100/200V

イ 供給電圧（標準電圧） 100V/200V

ウ 計量電圧（標準電圧） 100V/200V

エ 周波数 60Hz

オ 受電方式 1回線

カ 蓄熱式負荷設備の有無 無

(2) 契約電力、予定使用電力量

ア 契約電力 従量電灯

イ 予定使用電力量 従量電灯5, 656kwh

月別	使用電力量 (kwh)	備考
4月	371	令和5年度の 使用電力実績値
5月	458	
6月	583	
7月	822	
8月	480	
9月	689	
10月	568	令和4年度の 使用電力実績値
11月	429	
12月	310	
1月	291	
2月	300	
3月	355	
合計	5,656	

(3) 使用期間

自 令和6年4月 1日 0時00分

至 令和7年3月31日 24時00分

(4) 電力量の検針

ア 自動検針装置 無

イ 電力会社の検針方法 目視検針又は遠隔検針

ウ 電力量計の構成

電力量計は普通電力量計とし、細部については次による。

会 社 名	型 式
三菱電機(株)	M6FM-TALR

(5) 需給地点

引込接続点

(6) 電気工作物の財産分界点

上記需給点と同じ

ただし、計量地点に設置した計量装置は沖縄地区の一般電気事業者の所有とする。

(7) 保安上の責任分界点

上記需給地点と同じ

4 品質保証

(1) 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

(2) その他

ア 本仕様書に記載なき事項でも、本件の履行に当然必要とされる事項は請負者の負担において実施すること。

イ 本件の履行に際し、建物等、現地での作業を行う場合は、その作業内容を事前に契約担当官等に申し出て承認を得ること。また、その作業状況を工程毎に写真撮影し、完了後整理して契約担当官へ1部提出すること。

ウ 本件の履行に際し、建物・備品等を損傷した場合は速やかに契約担当官等へ報告するとともに、請負者の負担により修復するものとする。

エ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める電気供給約款による。なお、入札価格の算定にあたっては、燃料費調整、再生可能エネルギー発電促進賦課金等及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

5 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、全て契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。